

熊本県老人福祉施設協議会 内規

(目的)

第1条 この内規は、熊本県老人福祉施設協議会会則（以下「会則」という。）の運用に関する事項を定める。

(会員)

第2条 会則第7条に定める会員には、「正会員」と「準会員」を設ける。

「正会員」とは、社会福祉法人並びに公立の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、デイサービスセンターとし、同一社会福祉法人内の施設（事業所）は全て加入しなければならない。

「準会員」とは、社会福祉法人並びに公立以外の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、デイサービスセンターとする。

2 会員は、内規第9条に定める会費を納入しなければならない。

(役員選出)

第3条 会長は、総会において会員の互選により選出する。

2 会則第9条第2項の副会長は、次条第1号から第3号により選出された理事が互選した者を総会において承認する。

3 会則第9条第3項の副会長は、次条第4号により選出された理事の中から会長が指名した者を総会において承認する。

第4条 理事の選出は、次の選出母体より予め選出された者を総会において承認する。ブロックについては別表1のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 特別養護老人ホーム | 6ブロックから各1名 |
| (2) 養護老人ホーム | 3ブロックから各1名 |
| (3) 軽費老人ホーム・ケアハウス | 2名 |
| (4) 会長推薦（在宅部門） | 2名 |

第5条 会則第12条第2項に定める補充役員の選出は、内規第4条に定める選出母体からの後任理事の選出により就任するものとする。

この場合、直ちに会員に文書をもって審議するとともに直近の総会・理事会において承認を得るものとする。

(会長職務代理)

第6条 会則第10条第2号に定める会長職務の代行者は、会長が予めその順位を定め、理事会の承認を得るものとする。

(委員会等)

第7条 会則第15条に定める委員会、部会等（以下「委員会等」という。）は、必要に応じ理事会の承認を経て設置することができる。

2 委員会等の目的、名称、構成員、その他必要とされる事項については会長において定めるものとする。

- 3 委員会等には、構成員の互選により委員長、副委員長を選出するものとする。
- 4 委員会等に必要に応じ書記等を置くことができる。

(顧問)

第8条 会則第16条に定める顧問は、本会の事業推進に特に功績のあった者の中から理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ意見等を具申することができる。

(会費)

第9条 会則第17条に定める会費は、別表2に定める額とする。

- 2 会費は、毎年会長が指定する期日までに納入するものとする。
- 3 新規会員は、開設月をもって月割りで会費を納入するものとする。(1,000円未満切上げ。)ただし、開設日が1日以外の場合は、翌月をもって月割りするものとする。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、第9条第1項を除き、理事会の同意を得るものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成11年4月1日より施行する。
- 2 平成12年11月24日一部改正し、平成13年4月1日から施行する。
- 3 平成13年3月7日一部改正し、平成13年4月1日から施行する。
- 4 平成13年11月28日一部改正し、平成14年4月1日から施行する。
- 5 平成14年10月28日一部改正し、平成14年4月1日から適用する。
- 6 平成15年3月13日一部改正
- 7 平成18年5月18日一部改正
- 8 平成20年5月14日一部改正
- 9 平成21年11月25日一部改正
- 10 平成23年3月15日一部改正
- 11 平成24年3月15日一部改正
- 12 平成26年3月6日一部改正

【別表 1】

ブロック理事選出区分

1 特別養護老人ホーム（事業所数）

令和 3 年 11 月 1 日現在

No.	ブロック名	理事数	所在地			
1	城北 1 (18)	1	荒尾市(2)	玉名郡市(10)	山鹿市(6)	
2	城北 2 (34)	1	菊池郡市(11)	阿蘇郡市(10)	上益城郡(10)	合志市(3)
3	中央 (42)	1	熊本市(42)			
4	城南 (22)	1	宇土市(1)	宇城市(5)	下益城郡(2)	八代郡市(14)
5	芦北・人吉 (22)	1	芦北郡(3)	水俣市(4)	球磨郡(11)	人吉市(4)
6	天草 (19)	1	天草市(15)	上天草市(4)		

2 養護老人ホーム（事業所数）

No.	ブロック名	理事数	所在地			
1	城北 1 (5)	1	荒尾市(1)	玉名郡市(2)	山鹿市(2)	
2	城北 2 (10)		菊池郡市(3)	阿蘇郡市(3)	上益城郡(4)	合志市
3	中央 (6)	1	熊本市(6)			
4	城南 (4)	1	宇土市(1)	宇城市(1)	八代郡市(2)	下益城郡
5	芦北・人吉 (5)		芦北郡(1)	水俣市(1)	球磨郡(1)	人吉市(2)
6	天草 (4)		天草郡市(4)			

3 軽費老人ホーム・ケアハウス（2名）

ブロックなし。【36 施設】

4 会長推薦（2名）

在宅部門から会長が推薦する。

【別表 2】

1 正会員

(1) 熊本県老人福祉施設協議会会費

No.	種 別	積算式
1	特別養護老人ホーム	基礎額 20,000 円 + (入所者定員 × @900)
2	養護老人ホーム	基礎額 20,000 円 + (入所者定員 × @750)
3	軽費老人ホーム	
4	ケアハウス	
5	デイサービスセンター	一律 15,000 円

【注意事項】 同一経営主体内の全ての施設（事業所）分を積算する。

(2) 九社連老人福祉施設協議会会費・・・1施設（事業所）あたり 3,000 円

(3) 全国老人福祉施設協議会会費・・・別紙のとおり

(4) 熊本県老人福祉施設研究大会費・・・1施設（事業所）あたり 10,000 円

2 準会員

(1) 熊本県老人福祉施設協議会会費・・・正会員の半額

(2) 九社連老人福祉施設協議会会費・・・1施設（事業所）あたり 2,000 円

(3) 全国老人福祉施設協議会会費・・・別紙のとおり

(4) 熊本県老人福祉施設研究大会費・・・1施設（事業所）あたり 10,000 円